

○厚木愛甲環境施設組合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(平成16年6月28日
条例第11号)

改正 平成17年4月1日 条例第5号 | 令和2年3月26日 条例第2号
平成18年3月28日 条例第2号
平成21年3月26日 条例第2号
平成25年8月27日 条例第3号

(趣旨及び適用範囲)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定により、次に掲げる者に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 監査委員
- (2) 情報公開審査会の委員
- (3) 個人情報保護審査会の委員
- (4) 公務災害補償等認定委員会の委員
- (5) 公務災害補償等審査会の委員
- (6) ごみ中間処理施設整備検討委員会の委員

(報酬)

第2条 前条に掲げる者の受ける報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、その都度支給する。ただし、管理者が必要と認めるときは、当月分の総額を翌月の末日までに支給することができる。

(費用弁償)

第4条 第1条各号に掲げる者が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は、常勤特別職の職員の旅費の額に相当する額とする。

2 前項の規定による旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日条例第5号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年8月27日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

番号	職名	報酬額	
1	監査委員	議会議員のうちから選任された者	日額 7,800円
		識見を有する者のうちから選任された者	日額 10,800円
2	情報公開審査会の委員	会長	日額 8,800円
		委員	日額 7,800円
3	個人情報保護審査会の委員	会長	日額 8,800円
		委員	日額 7,800円
4	公務災害補償等認定委員会の委員	委員長	日額 8,800円
		委員	日額 7,800円
5	公務災害補償等審査会の委員	会長	日額 8,800円
		委員	日額 7,800円
6	ごみ中間処理施設整備検討委員会の委員	委員長(部会長を含む。)	日額 8,800円 (学識経験者にあつては、25,000円)
		委員	日額 7,800円 (学識経験者にあつては、24,000円)

〔厚木愛甲環一三〕

一五三〇